

平成30年度高山市政クラブ
行政視察報告書

視察日：平成30年5月1日

視察先：障がい者就労継続支援A型事業所 株式会社 ひだっ子の里
(高山市山田町288番地1)

参加者：渡辺甚一、今井武男、溝端甚一郎、松葉晴彦、
北村征男、榎 隆司、沼津光夫、西田 稔

1. 視察項目

障がい者の就労継続支援について

2. 視察目的

高山市における障がい者就労継続支援の現況と将来像を研究する。

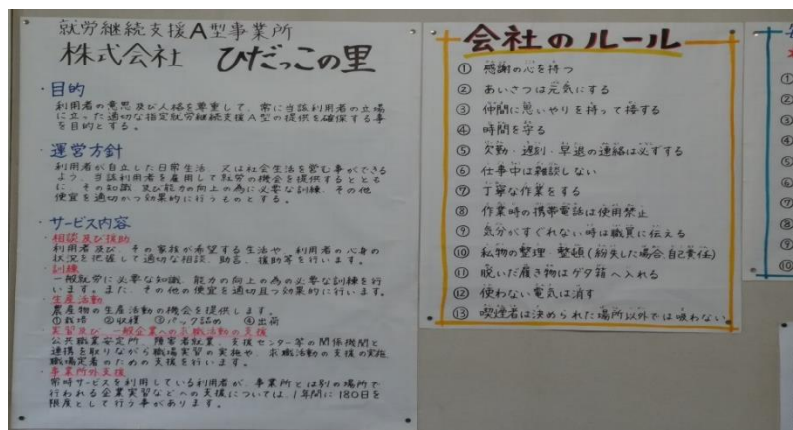
3. 視察内容

事業所名は株式会社ひだっ子の里。設立年月日は、平成21年6月1日。事業開始日は平成22年4月1日である。

基本理念は「利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定就労継続支援A型の提供を目的とする」。農産物の生産及び販売を通じて、一人ひとりの人権を尊重し、心身ともに癒される環境の中で生産活動を営み、働く喜び、働く姿勢の養成と技術の向上を目指す。また、職場を通じて生活環境の確立を図り、当たり前の生活ができることを目的とし、社会自立を目指す。

現在の就業者数は20名、障がいの状況は下表のとおり。職員数は5名である。

| | |
|----|----|
| 身体 | 5名 |
| 知的 | 9名 |
| 精神 | 6名 |



写真：会社のルール

会社の業務内容は以下のとおりである。

- ①アスパラ栽培：2011年よりアスパラの栽培を行っている。飛騨地区最大規模の圃場で、青空の下、春から秋にかけて栽培している。

- ②菌床椎茸栽培：事業所設立当初から室内にて秋から冬にかけて菌床椎茸を栽培している。
- ③農産物加工：高山の市場に届いた農産物を事業所に運び、計量し、パック詰めやネット入れをして、再び市場へ返す。その後、店に並ぶ。
- ④直売・訪問販売：事業所で栽培した野菜を販売している。要望があれば企業や個人宅での訪問販売もしている。

利用対象者は、身体・知的・精神・難病等の障がいがある方。利用日数と利用時間は毎月8日間と12月30日～1月3日までを除く日、午前8時から午後5時までである。また施設外就労として、アパートの共用部分の定期清掃も行っている。旧高山市内の送迎サービスも行っているということである。

4. 考察

平成29年4月1日、指定就労継続支援A型の適正な運営を図ることを目的に、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、障がい者総合支援法に基づく指定基準法が改正された。

- (1) 就労の機会の提供に当たっては利用者の希望を踏まえたものとするを義務付け
 - ・次の内容を含めた就労継続支援A型計画を作成すること
 - イ) 利用者の希望する業務内容、労働時間、賃金、一般就労の希望の有無等
 - ロ) 利用者の希望する生活や課題等を踏まえた短期目標、長期目標
 - ハ) 利用者の希望を実現するための具体的な支援方針・内容
- (2) 利用者に支払う賃金の総額以上の事業収益を確保すべきとする原則を明示すること
 - ・事業者は、生産活動に係る事業収入から必要経費を控除した額が賃金の総額以上となるようにしなければならない旨の規定が設けられた
- (3) 事業所が運営規定において定める項目の追加
 - ・事業者が定めるべき運営規定の項目として、「主な生産活動の内容、利用者の労働時間及び賃金、工賃」が追加された。
- (4) 情報公開の促進
 - ・次の内容について事業所のホームページで公表すること
 - イ) 貸借対照表、事業活動計算書、就労支援事業別事業活動計算書、就労支援事業別事業活動明細書
 - ロ) 主な生産活動の内容
 - ハ) 平均月額賃金（工賃）

企業の障がい者雇用率の引き上げもあり、企業に対する障がい者の雇用の必要性が高まるなか、A型事業所はその本来の役割をこなすことが重要になってきている。

今回視察した株式会社ひだっ子の里は、「一人ひとりの人権を尊重し心身ともに癒される環境の中で生産活動を営み、働く喜び、働く姿勢の養成と技術の向上を目指す」とあるように会社のルールを決めそれに沿って活動をしている。

しかし収益を増やさないと定員を増やせないというジレンマもあるようである。

以上

平成30年度高山市政クラブ
行政視察報告書

視察日：平成30年5月1日

視察先：飛騨変換所（高山市清見町上小鳥地区）

参加者：渡辺甚一、今井武男、溝端甚一郎、松葉晴彦、
北村征男、榎 隆司、沼津光夫、西田 稔

1. 視察項目

飛騨変換所新設工事について

写真：建設中の変換所



2. 視察目的

「東京中部関連系設備の増強に係わる提言 平成25年1月23日 一般社団法人
電力系統利用協議会」に基づく施設を視察する。

3. 視察内容

東日本大震災時に見られたような大規模な電源停止が発生した場合には、計画停電の実施など社会的影響の大きい事象が発生するおそれがある。この対策として、50・60Hz 地域間の相互応援能力の拡大を図るため、飛騨変換所を平成33年3月に新設する。

広域融通の増強という観点から、電力9社の負担にて工事を実施。

| | 変換所名称 | 所有会社 | 設備容量 | 備考 |
|-----------|-------|---------|--------|--------|
| ① | 新信濃 | 東京電力（株） | 60万kW | 既設 |
| ② | 佐久間 | 電力開発（株） | 30万kW | 既設 |
| ③ | 東清水 | 中部電力（株） | 30万kW | 既設 |
| ④ | 飛騨 | 中部電力（株） | 90万kW | 既設 |
| ⑤ | 新信濃 | 東京電力（株） | | 増設 |
| ④⑤運開後容量合計 | | | 210万kW | H33.3～ |

※④が今回新設される変換所である。

◎飛騨変換所の目的と必要性

目的：「東京中部間連系設備の増強に係わる提言 平成25年1月23日 一般社団法人電力系統利用協議会」に基づく事業であり、大規模災害時の電力の安定供給確保を目的とする。

必要性：東日本大震災において全国で電力の供給力が大幅に不足する事態が発生したことを受け、国の「地域間連携線等の強化に関するマスター研究会」で地域間連系線の強化に関する議論が行われた。

上記研究会の「中間報告書」において東京中部間については『2020年度を目標に容量90万kW増強』することとされた。

「電力系統利用協議会」において電力の安定供給の観点から『東京電力（株）新信濃変電所を増強し、長野方面で直流送電線を活用して連係する案により、2020年度を目標に運用開始を目指す』ことが提言された。

新設工事に伴う許認可手続き（土木・建築関係）

| 法令（条数） | 手続き | 時期 |
|-----------------|-------------------------|--|
| 森林法（27-1） | 保安林解除 | H26.12 申請、H27.10確定告示 |
| 高山市景観条例（11） | 開発構造届 ほか | H26.6開発構造届、 H26.12実施計画書（造成工事）、 H29.7 実施計画書（建築工事） |
| 岐阜県自然環境保全条例（36） | 環境保全協定書 | H26.12 協議書提出、協定書締結 |
| 土壌汚染対策法（4） | 土地の形質変更届出 | H27.6 届出（敷地造成工事） H29.8 届出（土木建築工事） |
| 建設リサイクル法（10-1） | 再資源化届出 | H27.7届出（造成工事） H29.9届出（土木建築工事） |
| 道路法（24） | 道路施工承認申請 | H27.6申請 |
| 建築基準法（6）（15） | 確認申請書 | H29.8申請 |
| 消防法（17）（32） | 消防設備評価申請書 消防設備等特例基準届 | H29.7申請 H30.3申請 |
| 航空法（51-1） | 航空障害灯の設置免除 | H31.1（予定） |
| 浄化槽法（10）等 | 使用開始報告 等 | H31.5（予定） |

※掲載禁止

写真：変換所新設の伴う許認可手続き。高山市景観条例にも配慮している。



写真：建設中の本館。完成後は無人で自動操作・遠隔操作が行われる。



写真：現地で設計書を元に説明を受ける。

4. 考察

災害が発生し発電システムが甚大な被害を受けた時、50Hzの東日本と60Hzの西日本とで電力を融通しあうシステムが必要となる。それが「東京中部関連系設備の増強に係わる提言」であり、平成25年に一般社団法人電力系統利用協議会が発足し、今回、高山市清見町上小鳥地区に建設される事になった。

工事中は地元の安全・安心に対する取り組みがなされる。国道進入口にガードマンが配置され、関係車両はステッカーで明示される。

運転開始は平成33年3月である。国にとって重要な施設であり完成が待たれる。

以上

平成30年度高山市政クラブ
行政視察報告書

視察日：平成30年5月1日

視察先：障がい者支援施設 高山山ゆり園（高山市下切町208-1）

障がい者共同生活援助 宇津江ホーム（高山市国府町宇津江1806-1）

参加者：渡辺甚一、今井武男、溝端甚一郎、松葉晴彦、
北村征男、榎 隆司、沼津光夫、西田 稔

1. 視察内容

◆ 施設開設の目的

高山山ゆり園が昭和52年に開設したこれまでの施設が老朽化し、高齢の利用者や障がいの重い人達へのケアが十分に行き届かない環境にあったことから、移転新築することとした。入所支援事業と生活介護事業（日中活動）を大きな柱に短期入所事業（ショートステイ）を行う。

同じ時期に、長年の念願であったバリアフリーで24時間対応のグループホーム宇津江ホーム（グループホームぷりずむ）もオープンし、飛騨慈光会全体の「生活の場」が増えることになったため、その人にとってよりふさわしい環境で生活できるようにする。

◆ 各施設の概要

① 高山山ゆり園

（1）入所支援事業 定員：48

食堂・浴室・トイレなど、毎日の生活に必要な設備の全てを1階に集約し利用される方の年齢や障がいの状態にかかわらず、安全・快適に過ごせる環境にした。また、居室は全て個室とし、ユニバーサルデザインに基づいた設定とした。



（2）生活介護事業（日中活動支援） 定員：70名

通所される方の特性や希望に応じた活動内容を提案し、やりがいや生きがいを感じる多彩なメニューを提供。大きな多目的ホール2つの活動室を備え、控室や更衣室も利用できる。また、リハビリ室では身体機能・生活能力の維持向上を目的とした軽運動のメニューを用意し、希望に応じて特殊浴室を活用した入浴支援を行う。

< 1日の流れ >

- 8 : 3 0 ~ 送迎・登園
- 1 0 : 0 0 ~ 活動・入浴
- 1 1 : 3 0 ~ 昼食
- 1 3 : 3 0 ~ サークル活動等
- 1 5 : 0 0 ~ 休憩
- 1 5 : 3 0 ~ 送迎・帰宅

(3) 短期入所支援（日中一時支援事業） 定員：5名

地域で暮らす障がい者の方への支援として、宿泊を含む短期入所サービスの実施。様々な理由で保護者が支援できない時に、夜間も含めた生活支援を行う。

② 宇津江ホーム（グループホームぷりずむ）

(1) 施設説明

- 3棟：A棟（男性）7名
 - B棟（女性）6名
 - C棟（男性5名、女性2名）7名
- 現在は、高山市13名、飛騨市4名、下呂市3名が入居

(2) 一日の流れ

- 6 : 3 0 ~ 起床
- 7 : 0 0 ~ 朝食（各棟の食堂：世話人が調理）
- 7 : 3 0 ~ 各自、出勤・通所準備
- 8 : 0 0 ~ 各自の時間に合わせて出勤・通所する
- 1 5 : 0 0 ~ 帰宅
- 1 5 : 3 0 ~ 帰宅した利用者から入浴・洗濯
- 1 7 : 3 0 ~ 夕食（各棟の食堂）
- 1 8 : 3 0 ~ 消灯まで自由
- 2 2 : 0 0 消灯

(3) 利用料

< 共通 >

| | | |
|-------|---------|-------------|
| ①家賃 | 18,000円 | |
| ②共益食費 | 5,000円 | |
| ③共益費 | 20,000円 | 共通合計43,000円 |

< 個人 >

| | | |
|---------|----------|--------------|
| ①食費（実費） | 約15,000円 | |
| ②居室電気料 | 約5,000円 | 個人合計約20,000円 |

< 家賃助成 >

| | | |
|------|---------|--|
| 家賃助成 | 10,000円 | |
|------|---------|--|

<その他> (管理委託者)

- ・小遣い管理委託 500円
- ・年金管理委託 2,000円

<月額>

約55,500円

(4) 事業費

総事業費：3億2千万円

財源 国 : 5千200万円

県 : 2千600万円

3市1村 : 5千200万円

県木質化 : 500万円

自己資本 : 1億7千800万円

2. 考察

(1) 高山山ゆり学園

居住スペースでは、女性用と男性用をしっかりと分け、障がいの重い方の部屋は中央にまとめてあり、サポートが容易にできるようになっていること、また、通所の方は別棟となっていること、玄関もそれぞれ用意されていることはいい配慮だと感じる。また、地域の災害避難所として利用可能であることも、地域と一体である体制は有り難いことである。

しかし、これまでの施設をもってしても利用希望者を全て受け入れることはできず、待機障がい者がいるとのことである。

今後も同様の施設が必要と考えるが、資金・場所・スタッフ等の問題がある。

(2) 宇津江グループホーム

民家等を再利用してのグループホームが多い中、集中したグループホームは長年の希望でありよかったと感じるが、やはり、親亡き後の住まいをどう確保するのが大変な課題である。地域の方々の理解も重要なことである。

このような施設は、できれば他市他村にも必要であるが、やはり資金・場所・スタッフ等の確保の問題がある。

以上